

議 第 8 号 議 案

中東への自衛隊派遣の見直しと撤退を求める意見書の提出について
中東への自衛隊派遣の見直しと撤退を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会
会議規則第13条の規定により、提出します。

令和2年3月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

中東への自衛隊派遣の見直しと撤退を求める意見書を地方自治法第99条の規定に
基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

中東への自衛隊派遣の見直しと撤退を求める意見書

米国のトランプ政権がイラン「核合意」から一方的に離脱したことをきっかけに、イランと米国との緊張が激化している。今年1月には、米軍によるイラン革命防衛隊司令官殺害事件が起これ、中東情勢がさらに激化し、軍事的衝突から戦争に発展する危険が続いている。

こうしたなか日本政府は昨年12月27日、情報収集の強化をはかるためとして自衛隊の派遣を決定し、今年1月11日には海上自衛隊のP3C哨戒機がアフリカ東部のジブチに派遣され、2月2日には護衛艦も横須賀基地を出発した。

今回の中東への自衛隊派遣決定の発端となったのは、米国のトランプ政権が昨年7月、「核合意」をめぐる対立するイランに軍事的圧力を加えるため「有志連合」の結成を呼びかけ、同盟国や友好国に参加を求めたことにある。

閣議決定では、日本は有志連合のような「特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動はわが国の独自の取り組み」だと強調するが、米国などとの「必要な意思疎通や連携を行う」と明記し、有志連合の拠点となるバーレーンの米中央軍司令部に情報共有のため連絡要員も派遣した。米軍の活動と一体化する恐れが強く、事実上の有志連合への参加に他ならない。

また、自衛隊の活動海域については、ホルムズ海峡を除外しているが、イランに接するオマーン湾を含んでいる。閣議決定も「不測の事態の発生」を想定しており、その場合は「自衛隊法82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する」としている。海上警備活動は武器の使用が認められており、武力行使する危険はさらに大きくなると言わざるを得ない。

イランをめぐる今日の問題は、トランプ政権が核合意から一方的に離脱し、軍事的緊張をつくり出したことに始まる。日本がなすべきことは中東地域の緊張を高めるような自衛隊派遣ではなく、トランプ政権に核合意への復帰を求めるとともに、イラン政府にも自制を促し、対話による外交的解決に力を尽くすことである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、中東への自衛隊派遣を見直し、ただちに撤退させるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
防衛大臣 河野太郎様